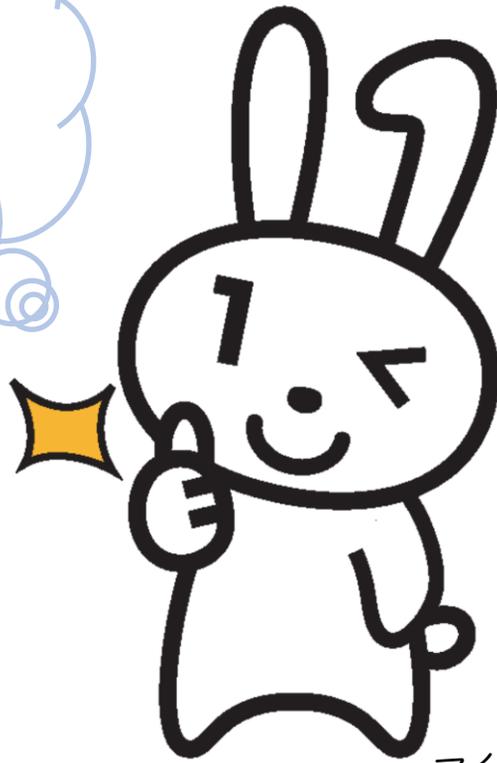


# マイナンバーカード まるわかりブック

これで  
カード利用は  
バッチリ!



マイナちゃん  
マイナンバーキャラクター

マイナンバーカードに関する情報をこのガイドブックにまとめました。是非役立ててください。

国外転出者向けマイナンバーカードは手続きは記載内容と異なる部分があります。国外転出者向けマイナンバーカードについてはマイナンバーカード総合サイトや交野市ホームページをご確認ください。

交野市 市民課 発行

# 目次

マイナンバーカード利用上の注意5か条

P1

マイナンバーカードの取り扱い

P2~P5

マイナンバー制度

P6

マイナンバーカード

P7

電子証明書

P8

マイナポータル

P9

コンビニ交付

P10

健康保険証利用・運転免許証の一体化

P11

マイナンバーカード関連サイト等のご案内

P12

各手続きに必要なもの

P13

困ったときの連絡先など

P14

マイナンバーカードは、身分証（本人確認書類）利用のほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

安全かつ快適にサービスを受けるため、次のことを守ってください。

## マイナンバーカード利用上の注意5か条

### ①マイナンバーカード専用のカードケースについて

★交付時に無料配布しているカードケースにカードを入れることによって、臓器提供意思、性別の箇所が隠れます。第三者が容易に目視できないようなくみになっています。

### ②暗証番号控えはなくさないようにしましょう。

★控えの用紙は、このガイドブックと合わせて保管されることをお勧めします。

★暗証番号は、3回（署名用電子証明書は5回）間違えて入力すると、ロックがかかる仕組みとなっています。ロック解除（暗証番号の再設定）については5ページをご覧ください。

### ③マイナンバーカードのコピーは慎重に！！

★マイナンバーカードは、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、本人確認書類、マイナンバーの確認書類として利用できます。

**コピーを保管できるのは、行政機関や雇用主等、法令で規定された者だけです。**

他人にマイナンバーを知られないよう、利用目的が明確な場合に限り提出しましょう。

★本人確認書類として利用する場合、所有者が同意すれば表面のコピーは可能ですが、裏面はマイナンバーが記載されているため、取り扱いは慎重にしましょう。

★自宅以外でマイナンバーカードのコピーをとる場合、置き忘れに注意しましょう。

★本人確認書類としてコピーを提出したりオンラインでアップロードする場合は、正規サイトであるか等を確認のうえ、慎重に行いましょう。

### ④マイナンバーカードを紛失した場合は、必ずカードの一時停止手続きを！

★まずカードの悪用を防ぐため、下記個人番号カードコールセンターへ電話またはFAX（聴覚障がい者専用）で連絡してください。一時停止の手続きをとります。

★カードが後日、見つかった場合は、市役所で一時停止の解除を行うことができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル（24時間365日受付）

**0120-95-0178**

（聴覚障がい者用FAX）

**0120-601-785**

専用FAX用紙は、マイナンバーカード総合サイト内「FAXでのお問い合わせ」でダウンロードできます。

※外国語での対応をご希望の方は、0120-0178-27（つながらない場合は0570-064-738）におかけください。

### ⑤詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。市の職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求することは絶対にありません。怪しいと思ったら、交野市消費生活センターにご相談ください。（詳しくは交野市ホームページをご覧ください。）

## マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードには有効期限があります。有効期限を過ぎたカードは、マイナンバーの確認書類として使用できなくなりますので、ご注意ください。

忘れないで!



### ◎マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカード発行時 (申請受付日が令和4年3月31日以前の場合の 有効期限は、成人年齢20歳を基準とします)	18歳以上	カード発行日から 10 回目の誕生日まで
	18歳未満	5 回目の誕生日まで

※外国人住民で永住者・高度専門職第2号以外の中長期在留者は、在留期間満了日までが有効期間となります。在留資格の変更又は在留期間の更新により、在留期間に変更が生じた場合(日本人の場合のマイナンバーカードの有効期限を越えない範囲で)新たな在留期間満了日に有効期限を変更できます。

## 電子証明書の有効期限

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日です。

有効期限を過ぎると、電子証明書を使用するサービスが利用できなくなります。

電子証明書の詳細は8ページをご覧ください。

忘れないで!



## 有効期限の確認方法

## マイナンバーカード・電子証明書の更新手続き

有効期限3か月前の翌日から、更新手続きが可能です。

有効期限を迎える2~3か月前に、有効期限通知書が送付されます。(住所異動等のタイミングで通知書が届かない場合があります。)

なお、通知書がない場合でも、有効期限3か月前の翌日から、更新手続きが可能です。

## 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定や管理に不安のある方は、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード(暗証番号の設定が不要なカード)」に切替ができます。

カードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

暗証番号が設定されたカードから顔認証マイナンバーカードへの切替え、顔認証マイナンバーカードから暗証番号が設定されたカードへの切替えは市民課窓口にて可能です。

## 引越しに伴う住所変更、氏名変更による券面記載事項変更手続き

引越しによる住所変更や婚姻等による氏名変更などの届出をされた場合に、マイナンバーカードの表面や内部情報を更新する手続きです。転出の際は、引越し先の市区町村での転入手続き時にマイナンバーカードを提示してください。

- 署名用電子証明書はこれらの記載事項に変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引越しや婚姻等によっても失効しません。
- 引越しの際に、転入届を提出してからカードの情報を更新せずに90日が経過した場合、カードが失効しますのでご注意ください。また、引越しの際、転出届を提出してから転入先に転入届を行わず、転出予定日から30日を経過した場合又は転入日から14日以上経過してから転入届をした場合にも、カードが失効します。

## マイナンバーカード紛失等の場合の対応

① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（一時停止の受付は365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。（外出先での紛失等の場合は、警察にも遺失届等をしてください。）

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）  
0120-95-0178

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除ができます。

② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、原則、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届受理番号が記載されたものを、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には、原則手数料が掛かります。

## マイナンバーカードの一時停止解除

カードが見つかった場合など、市民課窓口にて一時停止を解除する手続きです。なお、署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書は一時停止解除に伴い失効するため、必要に応じ発行手続きが必要となります。

## 電子証明書の発行・失効手続き

### ◎電子証明書の発行

マイナンバーカード交付後に電子証明書を発行したり、電子証明書が失効状態になっているカードに機能を回復させたりする場合に行う手続きです。

※ 15歳未満の方・成年被後見人には署名用電子証明書は原則発行されません。

### ◎電子証明書の失効

マイナンバーカード交付後に、電子証明書の機能を失効する手続きです。

署名用電子証明書については、有効期限が経過した場合や失効手続きを行った場合のほか、氏名、生年月日、性別、住所が変更になった場合も失効します。必要な場合は、改めて発行申請をしてください。

### 手数料

無料。ただし、紛失などにより、マイナンバーカードを再交付し、電子証明書を再発行する場合は、**再発行手数料200円が必要**です。

## マイナンバーカードの廃止手続き

カードの紛失・汚損などにより、新しいカードの再交付を希望する場合や、カードが不要になった場合などに行う手続きです。なお、カードの廃止手続きを行っても、マイナンバー（個人番号）は変更されません。

※マイナンバーカード紛失時は、まず警察に遺失届を提出してください。

※カード廃止手続き後、紛失していたカードを発見しても利用できません。返納してください。

※盗難等で、マイナンバーを第三者に不正に利用される恐れがある場合は、事前にご相談ください。

※亡くなられた方のマイナンバーカードの廃止手続きは必要ありません。

※カード廃止手続き後、カード再発行を希望される場合は、「マイナンバーカード再交付申請」を行ってください。（本人の責により紛失等をした場合は有料）

## 暗証番号について

暗証番号は、以下の4種類があります。

1. 署名用電子証明書暗証番号(6～16桁の英数字)
2. 利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
3. 住民基本台帳用(マイナンバーカード用)暗証番号(数字4桁)
4. 券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。設定した暗証番号を市民課窓口で確認することはできませんので、ご自身で大切に保管してください。

暗証番号を忘れてしまった場合は、再設定ができます。

### ◎暗証番号の再設定

マイナンバーカードに設定した暗証番号を忘れてしまった場合、または暗証番号入力を**3回**(署名用電子証明書の暗証番号は**5回**)誤って入力し、カードがロックされた場合に、暗証番号を初期化し、改めて設定する手続きです。

### ◎暗証番号の変更

暗証番号を把握しておりロックがかかっていない方が、暗証番号を変更する手続きです。

**手続き場所等** 市民課窓口ほか

- ・ 暗証番号の変更はパソコン・スマートフォン(マイナポータル(住民基本台帳用暗証番号以外)、JPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)で手続きができます。
- ・ 署名用または利用者証明用電子証明書の暗証番号の再設定に限り、スマートフォンで専用アプリをダウンロードし、アプリから事前予約を行った後にコンビニ等のマルチコピー機で手続きできます。

〔署名用電子証明書の再設定の場合は利用者証明用電子証明書の暗証番号が、利用者証明用電子証明書の再設定の場合は署名用電子証明書の暗証番号が必要となります。〕

⇒詳細は公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。

マイナポータルで手続きする際の詳細はこちらを参照してください。

(パソコンを使用する場合)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>



(スマートフォンを使用する場合)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>





## マイナンバーって何？

日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含む）がもつ12桁の番号で、個人番号とも呼ばれます。

マイナンバーは、同じ番号を生涯ずっと使います。

不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されることはありません。

※ 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。

※ 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。



## マイナンバーはどんなときに必要でしょう？

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されます。

これにより、行政窓口での手続き時に、皆さんにご用意いただく書類が減り、手続きがより簡単・便利になります。また個人情報の照合などにかかっていた時間が短縮され、業務がスピーディーになります。



## マイナンバーは自由に使っていいの？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策等の法令で定められた目的以外に利用することはできません。

一方、マイナンバーカードはマイナンバーそのものと違い様々な用途での活用が可能です。カードのICチップには電子証明書などの機能があり、民間事業者も含め様々な用途に活用できます。

電子証明書などの利用の際にはマイナンバー自体を利用することも提供することはありません。

## マイナンバー制度3つの目的

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続きが簡単に

3. 行政の効率化 手続きをムダなく正確に





## マイナンバーカードって何？

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。

マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続き等のほか、様々な場面で顔写真付きの本人確認書類として広く活用できます。

マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナンバーの提示が必要な行政手続き等の場面に限り提示するようにしてください。



◀おもて面



ICチップ

◀うら面

※令和6年12月2日以降に交付申請され、マイナンバーカードの交付申請をされた時点で1歳未満の方のマイナンバーカードには顔写真は付きません。



## マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

- ・ 自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ・ 洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
- ・ カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
- ・ ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
- ・ カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと

② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ・ 化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- ・ 水に濡れた状態で使用しないこと
- ・ 塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと

③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ・ テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

④ ①～③に注意していなかった場合、ICチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。



## マイナンバーカード再交付に係る手数料

再交付には、原則以下の手数料が必要です。ただし、以下の場合には無料となります。

- ・ 市区町村・機構の誤りによりマイナンバーカードが損傷したり、機能が損なわれた場合
- ・ 天災その他本人の責によらない場合

### 手数料

- ▶マイナンバーカードのみの再交付 800円（特急発行の場合1,800円）
- ▶マイナンバーカードの再交付+電子証明書の発行 1,000円（特急発行の場合2,000円）



## 電子証明書とは？

オンライン手続きにおいて、本人確認をするためにICチップの中には、2種類の電子証明書が格納されています。マイナンバーカードには、利用者本人が希望をしない場合を除き搭載されます。（15歳未満の方・成年被後見人には署名用電子証明書は原則発行されません。）

### ①署名用電子証明書 ※パスワード:6桁から16桁の英数字

インターネット等を利用した電子申請届出サービスで電子文書を作成・送信する際に利用します。

「作成・送信した文書が本人によるものであること」を証明することができます。

利用例) 電子申請(e-Taxを利用した税の申請等)、パスポートの申請

### ②利用者証明用電子証明書 ※パスワード:4桁の数字

医療機関受診時やコンビニでの証明書交付、マイナポータルへログインなどの際に利用します。「ログインした者が本人であること」を証明することができます。

これらの電子証明書はスマートフォンやパソコンにつないだICカードリーダーにカードをかざして読み取ることが可能です。

マイナンバーカードに対応したスマートフォンはこちら

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



※ご自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダーや「利用者クライアントソフト」等が必要になります。ご利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp/>) をご確認ください。

マイナンバーカードのICチップに搭載されている署名用電子証明書を使って、お持ちのスマートフォンに電子証明書を搭載することができます。スマートフォン用の電子証明書はマイナポータル (<https://myna.go.jp/>) から発行が可能です(※)。

※市区町村窓口では発行できません。対応機種はマイナポータルの「よくあるご質問」ページで確認できます。



## 電子証明書の安全性は？

ICチップ部分には、税や年金など大切な個人情報記録されません。また不正に情報を引き出そうとするとICチップが壊れる仕組みとなっています。

詳しくは公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。

<https://www.jpki.go.jp/>



## マイナポータルとは？

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイトです。以下のようなサービスを受けることができます。

あなたの情報	税情報（所得等）、世帯情報、予防接種の履歴などが確認できる。行政機関などが持っているあなた自身の個人情報を検索・確認できる
やりとり履歴	行政サービスの手続きや審査に伴い、あなたの情報がいつ、どのように、どの機関によって利用されたか確認できる
お知らせ通知	「児童手当の現況届を出してください」「確定申告が始まります」などあなたにあったきめ細やかなお知らせを確認できる
もっとつながる	e-Tax、ねんきんネットなど、外部サイトと連携できる
ぴったりサービス	子育てをはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請ができる ※本市のサービスは行政手続きの検索のみです
就労証明書作成	認可保育施設等の入所を申し込む際に必要な就労証明書が、役所に行かずに簡単に作れる
法人設立ワンストップサービス	法人設立に必要な手続きの確認、申請書類の作成・提出、申請状況の確認がオンラインでできる

※上記には、今後開始されるサービスも含まれているため、必ずしも本市で提供できるサービスとは限りません。



## マイナポータルを利用するには？

ICカードリーダー・パソコンをお持ちの方でインターネット環境があれば、どのパソコンからもアクセスできます。パソコンをお持ちでない方は、市役所・郵便局等に設置されたマイナポータルが利用できる端末からアクセスできます。

### スマホから



※マイナンバーカード対応機種に限ります。

### マイナンバーカードのICチップでログイン！



※一部機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

### パソコンから



※マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要です。

※マイナポータルサイト ⇒ <https://myna.go.jp/>



## コンビニ交付でどんなことができる？

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する証明書を全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスです。

※利用者証明用電子証明証のパスワード(数字4桁)が必要です。  
顔認証マイナンバーカードでは利用できません。

いつでも・・・早朝から夜(6:30~23:00)まで、土日祝日も対応(年末年始・メンテナンス時を除く)どこでも・・・全国の店舗で取得できます。

### 利用できる店舗

ローソン セブンイレブン ファミリーマート ミニストップ 平和堂 イオン 他  
※マルチコピー機が設置されている店舗に限る。

### 交野市に住民登録されている方が発行できる証明書

- ・住民票(200円)・本人の印鑑登録証明書(200円)・最新年度の本人の課税証明書(200円)  
住民票コード、マイナンバーを記載した住民票は、コンビニ交付で取得できません。  
課税証明書は、住所地在交野市かつ交野市で課税されている方のみ取得できます。  
印鑑登録証明書は住所地市町村で印鑑登録をされている方のみ取得できます。
- ・戸籍全部事項証明書(謄本)または個人事項証明書(抄本)(350円)・戸籍の附票(200円)  
戸籍の証明は、住所地及び本籍地が交野市の方で、電算化された最新内容のみ取得できます。

※本籍地が他市町村の方は「戸籍利用登録申請」をしていただくことで戸籍証明書を取得できる場合があります。  
本籍地市町村またはコンビニ交付ホームページ(<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>)で確認できます。  
コンビニ交付にかかる手数料は市町村により異なります。

### コンビニ交付の手順



マルチコピー機



①メニューから「行政サービス」を選択します。その後、ご利用同意事項に「同意する」を選択します。



②証明書交付サービスを選択します。



③マイナンバーカードの読み取りを行います。



④証明書を交付する市町村を選択します。



⑫料金を支払います。



⑦~⑪証明書の種別、交付種別、記載事項、発行部数の選択、発行内容確認を順番に行います。



⑥カードを取り外します。



⑤利用者証明用暗証番号を入力



⑬証明書の発行

取り忘れにご注意ください。領収書が発行されます。

店舗によって機種が異なります。詳しくはコンビニ交付ホームページをご覧ください。





## マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）

健康保険証の利用登録をしていただくことで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページ等で確認できます。

利用できる医療機関等は、オレンジ色のステッカーが目印です。



### ▶医療機関等での使い方



**医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。**

- ①カードの顔写真を機器で確認します。  
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。  
※医療機関等の受付では、カードは預かりません。
- ②マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等での利用登録が必要です。**



## マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）

マイナンバーカードのICチップに免許証の情報の一部を記録することで、マイナンバーカードをマイナ免許証として利用できるようになります。

マイナ免許証の利用には、運転免許試験場等での手続きが必要です。

市役所ではマイナ免許証に関するお手続きはできません。

※マイナ免許証の有効期間は、マイナンバーカードに記載されているマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限とは異なりますので、ご注意ください。

詳細は運転免許試験場等へお問い合わせください。



## マイナンバーカード関連サイト等のご案内

電子証明書のパスワード(暗証番号)をコンビニで初期化

(公的個人認証サービスポータルサイト)

<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>



マイナンバーカード署名用暗証番号(6桁から16桁の英数字)または利用者証明用暗証番号(4桁の数字)のどちらかがパスワードロックされた場合、スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して初期化することができます。(住民票のある市町村の窓口にて、暗証番号の再設定手続きを行うことも可能です。)

スマホ用電子証明書搭載サービスについて

(デジタル庁サイト)

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>



マイナンバーカードの保有者は、マイナポータルアプリから、お持ちのスマートフォンにスマホ用電子証明書の搭載のお申し込みができます(無料です)。

これにより、マイナンバーカードで利用できるサービスをスマートフォンだけで完結できます。スマホ用電子証明書で利用可能なサービスは順次拡大しています。

**対応機種一覧はマイナポータルQ&A「スマホ用電子証明書に対応しているスマートフォンを教えてください。」にてご確認ください。**

電子申請について

(公的個人認証サービスポータルサイト)

<https://www.jpki.go.jp/>



公的個人認証サービスポータルサイトでは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために必要な事前準備のご案内、利用者クライアントソフトの提供等を行っています。

パソコンから電子申請を行うために、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を読み出す機器をパソコンに接続する方法等の詳細は上記サイトをご覧ください。

また、マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧も掲載されています。



## 各手続きに必要なもの

手続きは原則、本人が行うこととなっています。ただし、15歳未満の方・成年被後見人・マイナンバーカードの手続きにかかる代理権を代理人に付与している被補助人及び被保佐人は法定代理人が、マイナンバーカードの手続きにかかる代理権を任意後見人に付与している方は任意後見人が手続きを行うこととなっています。やむを得ず代理人が手続きを行う場合は必要な書類等が異なります。 詳しくはお問い合わせください。

### 暗証番号の再設定（すべて再設定する場合）

手続きをする方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>上記以外の本人確認書類（下記AまたはBから1点）</li> </ul>
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のマイナンバーカード</li> <li>本人の上記以外の本人確認書類（下記AまたはBから1点）</li> <li>法定代理人の本人確認書類（下記Aから2点またはA・Bから各1点）</li> <li>代理権を確認できる書類（15歳未満の方の法定代理人で親子かつ同一世帯員または本籍地が交野市の場合は不要）</li> </ul>

### 電子証明書の発行

手続きをする方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳用暗証番号（暗証番号が不明な場合は再設定が必要）</li> <li>発行する電子証明書の暗証番号</li> </ul>
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のマイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳用暗証番号（暗証番号が不明な場合は再設定が必要）</li> <li>発行する電子証明書の暗証番号</li> <li>法定代理人の本人確認書類（下記Aから1点）</li> <li>代理権を確認できる書類（15歳未満の方の法定代理人で親子かつ同一世帯員または本籍地が交野市の場合は不要）</li> </ul>

### 券面記載事項変更

手続きをする方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳用暗証番号（暗証番号が不明な場合は再設定が必要）</li> </ul>
同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のマイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳用暗証番号（暗証番号が不明な場合は再設定が必要）</li> <li>代理で来庁する同一世帯員の本人確認書類（下記Aから1点）</li> </ul>
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のマイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳用暗証番号（暗証番号が不明な場合は再設定が必要）</li> <li>法定代理人の本人確認書類（下記Aから1点）</li> <li>代理権を確認できる書類（15歳未満の方の法定代理人で親子かつ同一世帯員または本籍地が交野市の場合は不要）</li> </ul>

<b>本人確認書類</b>	<b>A</b>	マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
	<b>B</b>	「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載された下記書類 資格確認書、年金手帳、各種年金証書、生活保護受給者証、医療受給者証、医療証、官公署が発行した各種免許状、学生証、社員証等



## 困ったときの連絡先など

### ★マイナンバー総合フリーダイヤル（国が設置）

**☎ 0120-95-0178**（無料）

- ・音声ガイダンスに従い、お聞きになりたいメニューを選択してください。
- ・マイナンバーカードの紛失・盗難等による一時利用停止（ガイダンス2番）は24時間365日受付。

▶聴覚障がい者の方へ

**☎0120-601-785(FAX)**

▶外国語対応

**☎0120-0178-27**（つながらない場合は0570-064-738）

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語

※まるわかりブック発行時の対応言語です。変更となる可能性があります。  
詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード総合サイト  <https://www.kojinbango-card.go.jp>

### ★交野市市民課マイナンバーカード係

**☎ 072-892-0121**（代表）

月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

✉ [simin@city.katano.osaka.jp](mailto:simin@city.katano.osaka.jp)

📍 576-8501 交野市私部1丁目1番1号

 <https://www.city.katano.osaka.jp/>

### ★交野警察署

詐欺や盗難に遭われた場合

**☎ 072-891-1234**

📍576-0051 交野市倉治1丁目40番1号